

## **【事案 I - 3】 契約内容修正および共済掛金返還請求**

・ 2019 年 10 月 21 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

自動車共済の現在の契約者である申立人（母）が、当初の契約者（父（被相続人））の相続人である申立人代理人（息子）名義への契約変更を求めるとともに、本件共済契約に係る申立人代理人口座からの共済掛金の引落しは無効であると主張して、共済掛金の返還を求めた。これに対して、被申立人は、本件共済契約の名義変更に応じることは認めたものの、本件共済契約は有効であって、共済掛金の返還には応じられないとしたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

契約者名義を相続人である申立人代理人へ変更し、申立人代理人口座から引き落とされた共済掛金を返還せよ、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 本件共済契約者名義の申立人への変更は、当初の契約者の死亡後、同人名義によって行われたものであって、契約者名義の変更自体が無効である。したがって、2015年7月16日時点で本件共済契約の契約者名義を相続人である申立人代理人に変更すべきである。
- (2) また、本件共済契約に係る共済掛金は、申立人代理人口座から引落しがなされているが、申立人と申立人代理人はこれを承諾していないので、引落し自体が認められるべきではない。したがって、無効な契約者名義の変更が行われた2015年7月16日から2016年4月30日までの日割額36,810円に2016年5月1日から2019年4月30日までの3カ年分の共済掛金140,810円を加えた合計177,620円の支払を求める。
- (3) さらに、申立人は、申立人代理人口座から2000年から2018年までの本件共済契約に基づいて引き落とされた共済掛金のうち、すでに請求している部分を除く451,393円についても、口座名義人の同意確認がないにもかかわらず、共済掛金が引き落とされており、申立人代理人に返金することを求める。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

本件共済契約の契約者名義を、正式な相続人名義に変更する。共済掛金の返還については申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

## 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人は、2015年7月16日に行われた申立人への権利譲渡について、当初の契約者を譲渡人とする権利譲渡手続が無効であることを認め、本件共済契約の契約者名義を、遺産分割協議書に基づき、正式な相続人名義に変更する。
- (2) しかし、申立人と申立人代理人の双方が了解していない本件口座からの共済掛金の引落しのうち、2015年7月16日から2019年4月30日までの共済掛金177,620円の返金については、申立人代理人が本件口座からの引落しについて、2018年7月まで認識していなかったのは不自然であり、また、共済契約は現在まで有効であって、万が一共済事故が発生した場合には、被申立人は共済金の支払を履行していた。
- (3) 被申立人は、本件口座が本件共済契約の当初の契約者の財産であること、当初の契約者から本件口座を相続により取得したことにより、本件共済契約に基づく掛金引落契約をあわせて承継したこと、および、本件掛金引落契約の中止の手続を申立人代理人がとっていないことを主張する。

### <裁定の概要>

#### 1. 契約者名義の変更および契約者名義の変更に基づく共済掛金の差額支払について

契約者名義の変更時点で、契約者はすでに死亡しているのであるから、この契約者名義の変更は到底有効であるとはいえず、この点は被申立人も自認するところである。よって本件共済契約に関する契約者名義を相続人である申立人代理人名義に変更することを求める申立人の申立ては認められるべきであり、遺産分割協議書が被申立人に示された2015年9月2日に行われるべきであると解するのが相当である。

契約者名義の変更が2015年9月2日に行われるべきであるとする、同日以降、2019年4月30日までの期間の本件共済契約に係る共済掛金については、記名被共済者の年齢区分の相違によって共済掛金の差額が発生することになるので、被申立人は、差額が発生するか否かを速やかに計算し、差額が発生している場合には、その差額を申立人代理人に返還すべきである。

#### 2. 共済契約に基づく共済掛金の返還の可否について

本件共済契約は被申立人の主張するとおり有効であるから、本件共済契約に基づく共済掛金債務を共済契約者が負担しなければならないことは当然である。そうすると、上記で示した通り、本件共済契約の契約者名義が2015年9月2日に申立人代理人に変更されるのであるから、同日以降の本件共済契約に基づく共済掛金は申立人代理人が負担すべきである。また、申立人は、2000年の本件共済契約の締結時点から2015年9月2日までの期間の共済掛金についても、申立人代理人への返還を求めている。しかし、この返還請求は、申立人代理人に帰属する不当利得返還請求権に基づくものと解されるが、そうであるとする、申立人が申立人代理人に帰属する権利を主張することは、当事者が異なり、認められないと言わざるをえない。さらに、当該返還請求は、そもそも申立人代理人と申立人を含む相続人らとの間で解決され

るべきものであり、被申立人に対して請求できるものでもない。したがって、被申立人に対する共済掛金の申立人代理人への返還を求める申立ては、これを認めることができない。